<table>
<tr><td rowspan="2">右欄は第二種特例経営承継受贈者が二人又は三人の場合に記入</td><td colspan="4">贈与の時において贈与者が有していた株式等（議決権に制限のないものに限る。）の数又は金額</td><td>株(円)</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="13">第二種特例経営承継受贈者</td><td colspan="4">氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">贈与の日における年齢</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">贈与の時における贈与者との関係</td><td>□直系卑属
□直系卑属以外の親族
□親族外</td></tr>
<tr><td colspan="4">贈与の時における代表者への就任の有無</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="4">贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="4">贈与の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="4">贈与の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合</td><td>(h)+(i)+(j)　個
((h)+(i)+(j))/(b)　%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保有議決権数及びその割合</td><td rowspan="2">贈与の直前</td><td>(h)　個
(h)/(a)　%</td><td rowspan="2">贈与者から贈与により取得した数(*4)</td><td rowspan="2">(i)　個</td></tr>
<tr><td>贈与の時</td><td>(h)+(i)　個
((h)+(i))/(b)　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">(*4)のうち租税特別措置法第70条の7の5第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="4">(*5)のうち第二種特例贈与認定申請基準日までに譲渡した数</td><td>個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">贈与の時における同族関係者</td><td colspan="2">氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>(j)　個
(j)/(b)　%</td></tr>
</table>

3　贈与者が第二種特例経営承継受贈者へ第二種特例認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

<table>
<tr><td>本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型</td><td colspan="4">□該当無し
□第一種特別贈与認定株式再贈与　□第二種特別贈与認定株式再贈与
□第一種特例贈与認定株式再贈与　□第二種特例贈与認定株式再贈与</td></tr>
<tr><td></td><td>氏名</td><td>認定日</td><td>左記認定番号</td><td>左記認定を受けた株式数</td></tr>
<tr><td>第二種特例贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。（当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

4　会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

<table>
<tr><td colspan="2">会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*6)の発行の有無</td><td>有□　無□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(*6)を発行している場合にはその保有者</td><td>氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

（備考）

① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 申請書（別紙1及び別紙2を含む）の写し及び施行規則第7条第8項の規定により読み替えられた同条第6項各号に掲げる書類を添付する。

④ 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなれた場合には、その旨を証する書類を添付する。

⑤ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定に